公　示　日：2026 年 2 月 12 日（木）
調達管理番号：25a00891
国　　名：エジプト国
担 当 部 署：人間開発部高等教育社会保障グループ高等・技術教育チーム
調 達 件 名：エジプト国 E-JUST・日本・アフリカ科学技術イノベーションネットワークプロジェクト（業務調整／大学連携）（現地滞在型）
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務　：業務調整/大学連携
（２） 格　付　　：4 号
（３） 業務の種類：専門家業務
（４） 在勤地：アレキサンドリア市
（５） 全体期間：2026 年 4 月上旬から 2028 年 8 月中旬
（６） 業務量の目途：24 人月

2. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国（エジプト）政府は、国家開発計画「Egypt Vision 2030」の中で、同国の持続可能な開発及びグローバルな産業変革への対応にあたり、高等教育・科学研究の向上を掲げている。その実現にあたっては、高等教育機関が協働して地域のニーズや経済発展にも資する学術プログラムの提供に加えて、産学連携を通じた起業家育成及びイノベーション・ビジネスインキュベーション活動の推進や高等教育の国際化に取り組むとしている。

エジプト政府は、既存の国立大学とは異なる日本型の工学教育の特徴「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとするエジプト日本科学技術大学（E-JUST）を新設するための支援を 2005 年 8 月に日本政府に要請し、2009 年 2 月に両国政府は E-JUST 設立に係る協力枠組を定めた二国間協定を締結している。2016 年 2 月に両国間で締結された「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」では、「テロリズム・過激主義との闘いと平和・安定・発展及び繁栄の促進に対する両国の取り組みの重要な柱として，エジプトの若

者の能力強化を目的とした教育」を掲げ、日本政府はEJEP に基づき就学前教育から日本への学位留学や短期研修を行う高等教育分野で支援してきており、E-JUST もEJEP の中に位置づけられている。

これを踏まえ、JICAはE-JUSTの設立準備段階からの支援を通じて、EJUST のエジプト国内トップレベルの研究大学としての基盤確立のため、学部から大学院に至る一貫した研究・教育の質向上、リベラルアーツ教育の実施、大学運営管理能力強化、アフリカ域内からの留学生受け入れ等に取り組み、「Times Higher Education 世界大学ランキング2024」ではエジプト国内1位、アフリカ7位、世界全体で601-800位、「Times Higher Education Young University ランキング2024」ではエジプト国内1位、アフリカ3位、世界全体で106位に入る等の成果をあげている。

本支援は、E-JUSTをアフリカ大陸におけるJICA支援拠点大学の1つとして位置付け、アフリカ地域の課題解決に資するアフリカ域内大学及び本邦大学研究者等との国際共同研究・教育の推進等を通じて、第8回アフリカ開発会議(TICAD8)及びJICA教育グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）で掲げる「日本・アフリカ拠点大学ネットワーク構想」の具体化に取り組むものである。また、本支援を通じて、アフリカ連合委員会(AUC)が策定した「第2期10カ年計画(Second Ten-Year Implementation Plan 2024-2033)」における科学技術イノベーション（STI）分野におけるアフリカ域内の高度人材育成に貢献することが期待される。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

チーフアドバイザー及び他の専門家と協働して、E-JUST による競争的研究資金獲得の促進にあたり、プロジェクトの研究グラントの実施を通じて、組織・研究者間による共同研究活動の推進に寄与する。本専門家に求められる成果は以下の通り。

【業務調整】

・プロジェクトの進捗状況に基づき、各種報告書が遅滞なく提出される。

・プロジェクトの投入（調査団、短期専門家派遣等）、会計、広報、庶務が規則に基づき遂行され、プロジェクトが円滑に実施される。

【大学連携】

・本邦大学及びアフリカ域内大学関係者等の受入に係る支援等を通じて、E-JUSTとの共同研究が円滑に実施される。

・本邦大学及びアフリカ域内大学関係者等との共同研究にかかる取り組みの情報発信を行い、広報強化が図られる。

4. 業務の内容

本専門家は、本プロジェクトの「業務調整/大学連携」担当専門家として、他のプロジェクト専門家と協働しながら、以下の業務を行う。

【業務調整】

① 臨時会計役業務、調達業務を実施する。

② プロジェクト活動に伴う総務、労務、安全管理業務を他専門家と協力して実施する。

③ プロジェクト年間計画の所掌項目の進捗状況管理および必要に応じたフォローを行う。

④ E-JUST の理事会等のイベントにおいて、開催準備・運営・事後報告作成・確認等支援業務についてチーフアドバイザー等を補佐する。

⑤ プロジェクトの報告書作成業務においては担当部分の執筆を行う等、適宜チーフアドバイザーを補佐しつつ、モニタリングシートの管理を行う。

⑥ 日本側チームの活動に伴う事務、庶務、安全管理、広報など他専門家と協力して実施する。

⑦ 上記業務調整業務を推進するため、各種課題やプロジェクトに影響を与える情報につき、時宜を得て適切に抽出・整理し、チーフアドバイザー等専門家や JICA 等に内容に応じ報告するとともに、課題解決促進に向けたプロジェクトとしての対応策の検討・調整を行い、実施する。

⑧ 理事会や定期報告会などの各種会議において、開催準備、運営、事後報告作成・確認等支援業務について、チーフアドバイザーを補佐する。

⑨ 上記業務調整業務を推進するための都度の課題やプロジェクトに影響を与える情報につき、時宜を得て適切に情報共有し、課題解決促進に向けたプロジェクトとしての対応策の検討・調整に貢献する。

⑩ 外部資金/競争的研究資金獲得に資する活動を行う。

【大学連携】

① JICA プロジェクト研究グラントにかかる計画・実施・モニタリングを行う。

② 本邦大学との連携による共同研究指導状況をモニタリングする。

③ 研究活動を推進・管理する E-JUST の体制整備を支援する。
④ 教育・研究カウンシルへの参加を通じ、大学運営に向けた各種取り組みを支援する。
⑤ 国内支援大学等からの短期専門家派遣につき、情報共有及び受入にかかる各種調整業務を担う。
⑥ E-JUST の民間企業、地域社会の連携強化を支援する。
⑦ 産業界と連携した共同研究、受託研究、インターンシップ、外部講師受け入れ等を実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	プロジェクト活動・成果にかかる具体的な広報戦略について	4.業務内容 【業務調整】⑥
2	JICA プロジェクト研究グラント活動の進捗状況把握にかかる効率的なモニタリング方法について	4.業務内容 【大学連携】①、②

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	高等教育分野における関連業務
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン[1]	渡航開始より 1 カ月以内	人間開発部（CC:エジプト事務所）	–	英語	電子データ
			–	日本語	電子データ
		C/P 機関	–	英語	電子データ

[1] 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

3か月報告書	渡航開始より3カ月ごと[2]	国際協力調達部（CC:人間開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6カ月ごと	国際協力調達部（CC:人間開発部、エジプト事務所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、エジプト事務所）	1部	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年7月中下旬頃の出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア　チーフアドバイザー/域内連携

イ　大学国際化/業務調整

ウ　業務調整/共同研究

エ　業務調整/大学連携（本専門家）

※ ア～ウは長期専門家として派遣中。なお、当該業務にあたっては、派遣中長期専門家と相談しつつ、適宜、ウの長期専門家と連携・分担して実施する。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループから配付しますので Mochizuki.Hiroshi@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・E-JUST概況

[2] 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、２か月目終了後に速やかに提出する。

・E-JUSTプロジェクトの研究グラントの概要

② 本業務に関する以下の資料が公開されています。

・「E-JUST・日本・アフリカ科学技術イノベーションネットワークプロジェクト」事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202210880_1_s.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2026年2月25日　12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年3月10日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年3月12日　14時～16時
4	評価結果の通知	2026年3月17日まで

8. 応募条件等

（1） 参加資格のない者等：特になし

（2） 家　族　帯　同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

（1） 簡易プロポーザル提出部数　　：　1部

（2） プレゼンテーション資料提出部数：　1部

（3） 提　出　方　法　：　国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

10.　プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
・業務従事者以外の出席は認めません。
・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１）　業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針、実施方法	36 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２）　業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	20 点
②語学力	10 点
③その他学位、資格等	10 点
④業務従事者によるプレゼンテーション	20 点
	（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,023,000	1,166,000
	個人	781,000	925,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	69,000	-
	インターナショナルスクール／現地校		258,000	278,600

③ 住居費：2,000ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,188,170円／人

（２） 便宜供与内容

ア） 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ） 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ） 車両借上げ：なし

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 執務スペースの提供：E-JUST内における執務スペース提供（ネット環境完備）

カ） 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

（４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA エジプト事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（５）その他留意事項

１）以下の派遣前業務を委嘱します。

業務内容	業務量（人日）
業務内容にかかる情報収集・分析、打ち合わせ	5 人日

２）業務委嘱期間：2026 年 6 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

３）業務単価（月額）　法人：696,072 円／月
　　個人：432,739 円／月

以　上

【別紙】

案件概要表

１．案件名（国名）

国　名：エジプト・アラブ共和国（エジプト）

案件名：E-JUST・日本・アフリカ科学技術イノベーションネットワークプロジェクト

Project for E-JUST, Japan and Africa in Science, Technology and Innovation Network

２．事業の背景と必要性

（１）　当該国における高等教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エジプト・アラブ共和国（エジプト）政府は、国家開発計画「Egypt Vision 2030」の中で、同国の持続可能な開発及びグローバルな産業変革への対応にあたり、高等教育・科学研究の向上を掲げている。その実現にあたっては、高等教育機関が協働して地域のニーズや経済発展にも資する学術プログラムの提供に加えて、産学連携を通じた起業家育成及びイノベーション・ビジネスインキュベーション活動の推進や高等教育の国際化に取り組むとしている。

エジプト政府は、既存の国立大学とは異なる日本型の工学教育の特徴「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとするエジプト日本科学技術大学（E-JUST）を新設するための支援を 2005 年 8 月に日本政府に要請し、2009 年 2 月に両国政府は E-JUST 設立に係る協力枠組を定めた二国間協定を締結している。2016 年 2 月に両国間で締結された「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」では、「テロリズム・過激主義との闘いと平和・安定・発展及び繁栄の促進に対する両国の取り組みの重要な柱として，エジプトの若者の能力強化を目的とした教育」を掲げ、日本政府は EJEP に基づき就学前教育から日本への学位留学や短期研修を行う高等教育分野で支援してきており、E-JUST も EJEP の中に位置づけられている。

これを踏まえ、JICA は E-JUST の設立準備段階からの支援を通じて、EJUST のエジプト国内トップレベルの研究大学としての基盤確立のため、学部から大学院に至る一貫した研究・教育の質向上、リベラルアーツ教育の実施、大学運営管理能力強化、アフリカ域内からの留学生受け入れ等に取り組み、「Times Higher Education 世界大学ランキング 2024」ではエジプト国内 1 位、アフリカ 7 位、世界全体で 601-800 位、「Times Higher Education Young University ランキング 2024」ではエジプト国内 1 位、アフリカ 3 位、世界全体で 106 位に入る等の成果をあげ

ている。

本支援は、E-JUST をアフリカ大陸における JICA 支援拠点大学の 1 つとして位置付け、アフリカ地域の課題解決に資するアフリカ域内大学及び本邦大学研究者等との国際共同研究･教育の推進等を通じて､第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8）及び JICA 教育グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）で掲げる「日本・アフリカ拠点大学ネットワーク構想」の具体化に取り組むものである。また、本支援を通じて、アフリカ連合委員会（AUC）が策定した「第 2 期 10 カ年計画（Second Ten-Year Implementation Plan 2024-2033）」における科学技術イノベーション（STI）分野におけるアフリカ域内の高度人材育成に貢献することが期待される。

（２） 当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、 課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対エジプト国別開発協力方針（2023 年 4 月）における、重点分野「教育・人材育成と地域協力の促進」の中の「日本式教育・人材育成支援プログラム」に資する取り組みとして位置づけられる。また、JICA 教育グローバル・アジェンダの「拠点大学強化クラスター」に資する事業として位置付けられるものであり、本事業は JICA の方針にも合致する。また、持続的な開発目標（SDGs）の目標 4（「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」）、9（「産業と技術革新の基盤をつくろう」）、17（「実施手段（MOI）の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化」）等に貢献する案件として位置付けられる。

（３） 他の援助機関の対応

・欧州連合（EU）は、「エラスムス・プラス（2014～2020 年）」を通じ、留学や研修機会を支援してきたことに加え、「地中海地域における研究とイノベーションのためのパートナーシップ（PRIMA）（2017～2028 年）」を通じて研究助成を行っている。
・米国国際開発庁（USAID）は、「米国－エジプト高等教育イニシアティブ（2015～2024 年）」の下、エジプト及び米国の大学で学ぶための奨学金や交換留学等の提供を行っている。
・英国開発庁（FCDO）は、英国とエジプトの科学とイノベーションのパートナーシップの下、「ニュートン基金（2014～2023 年）」を設立し、英国の高等教育機関における博士号取得のための奨学金提供を行っている。
・なお、エジプトでは 1990 年代から高等教育省のイニシアティブの下、複数の外国系私立大学（米国、英国、独）が設立されており、現在、仏系私立大学も建設中である。これら私立大学は授業料が高額であるため、入学者は富裕層に

限定される傾向にあるとともに学部中心の大学構成となっている。E-JUST は、大学院に重点を置きつつ学部から大学院に至る一貫した質の高い教育・研究を実践する公立の高等教育機関であり、これら外国系大学のコンセプトとは一線を画している。

３．事業概要

（１） 事業目的

本事業は、E-JUST を対象に社会課題解決に資する高等教育研究機関としての質の向上に取り組むことにより、E-JUST、本邦大学、アフリカ域内大学研究者等による国際共同研究の形成促進を図り、もって国際頭脳循環に資する「日本・アフリカ拠点大学ネットワーク」の構築に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

エジプト・アラブ共和国アレキサンドリア県ニュー・ボルグ・エル・アラブ市（人口：約 17 万人、面積：約 190km^2)、アフリカ地域

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：E-JUST 教職員：計 486 名（教員 106 名、職員数 380 名。2023 年 12 月の実績値)、アフリカ域内大学教員：50 名

最終受益者：E-JUST の学生 7,000 名、アフリカ域内大学の学生 50,000 名（2028 年時の計画値）

（４） 総事業費（日本側）：4.77 億円

（５） 事業実施期間

2025 年 2 月～2029 年 1 月を予定（計 48 カ月）

（６） 事業実施体制：エジプト日本科学技術大学（E-JUST）

（７） 投入（インプット）

１）日本側

① 専門家派遣（合計約 154P/M）：（チーフアドバイザー／域内連携、大学国際化／業務調整、業務調整／共同研究、業務調整／大学連携）

② 短期専門家（研究指導等）

③ 調査団派遣（副学長（国際・地域連携担当）／学長アドバイザー、副学長

（研究担当）／学長アドバイザー等）

④　在外事業強化費

⑤　供与機材（必要と認められたもの）

２）エジプト国側

①　カウンターパートの配置

学長、副学長（教育・教務担当）、事務局長、各専攻教員、事務系部門職員等。

②　案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

キャンパス建設、エジプト国籍学生及び留学生向け奨学金及び大学運営経費、プロジェクトチーム執務スペース、必要と認められた機材の更新等。

（８）　他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

技術協力プロジェクトとして E-JUST 設立プロジェクト、E-JUST プロジェクトフェーズ 2、フェーズ 3 を通じ、E-JUST 工学系大学院、工学部、国際ビジネス・人文学部の開設・運営、事務機能強化を支援。さらに、無償資金協力「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」により E-JUST 新キャンパス内に太陽光発電施設を、無償資金協力「第一次・第二次エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画」により工学部用実験・実習機材計約 600 品目を供与。また、E-JUST におけるアフリカ域内留学生の修士及び博士号取得のため授業料を支援している。有償資金協力「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」を通じては、主に教育・保健分野を対象に E-JUST 関係者を含む約 900 人以上（2023 年 10 月時点）の学生、教員に対し、本邦における留学、研修等を支援している。

２）他の開発協力機関等の援助活動

・国際機関連携無償「シリア難民に対する高等教育の機会の提供」: 国連難民高等弁務官（UNHCR）との連携を通じ、エジプト国内に避難しているシリア難民子弟の E-JUST 学部での受け入れを支援。4 名の学部生が E-JUST 工学部を卒業している。

・アフリカ開発銀行（AfDB）による「日本・アフリカドリーム奨学金プログラム」により、4 名（エジプト国籍 2 名、アフリカ域内留学生 2 名）が E-JUST の学士及び修士課程（工学部及び国際人文学部）で学んでいる。

（９）　環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ その他・モニタリング：年に 2 回理事会を開催し、プロジェクトの進捗状況を確認する。

２）横断的事項：特になし。

３）ジェンダー分類： 【対象外】■GI （ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜活動内容/分類理由＞

調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、事業開始後、STEM 分野で活躍する女性を増やすために女子高校生を対象に STEM 分野の重要性を伝えるワークショップやメンタリングの実施、奨学金の女性の年齢制限を男性より 5 歳程度上に設定するなどの活動を検討する予定。

（１０） その他特記事項：特になし。

４．事業の枠組み

（１） 上位目標：アフリカの社会経済発展に資する「日本・アフリカ拠点大学ネットワーク」が形成される。

指標及び目標値：指標1：ネットワーク加盟大学及び関連活動が具体化される。

指標 2：アフリカの社会経済発展に資する E-JUST・日本・アフリカの大学間による国際共同研究事例数が X 件実施される。

（２） プロジェクト目標：アフリカ拠点大学の一つである E-JUST をハブとした STI 分野における日本・アフリカ大学間学術ネットワークが強化される。

指標及び目標値：指標 1：E-JUST・日本・アフリカの研究者による共同研究発表件数が X 件に到達する。

指標 2：プロジェクト内外の資金を活用した E-JUST・日本・アフリカの大学間による共同研究数が X 件以上実施される。

指標 3：E-JUST・日本・アフリカの大学間による覚書が X 件以上締結される。

（３） 成果

成果１：産学連携や日本の大学との連携を通じて E-JUST の研究・学術機能が強化される。

成果２：E-JUST・日本・アフリカの大学との国際共同研究が推進される。

成果３：E-JUST・日本及びアフリカの大学間学術ネットワークの形成に向けて、E-JUST の国際化機能が強化される。

（４） 主な活動：

【成果１にかかる活動】

1-1. 客員教授、非常勤講師、研究員等による受け入れスキームを策定する。

1-2. 策定されたスキームをもとに人員の受け入れを行う。

1-3. 本邦大学との連携による共同研究指導を行う。

1-4. 研究活動を推進・管理する体制を整備する。

1-5. 外部資金/競争的研究資金獲得に資する活動を行う。

1-6. 産業界と連携した共同研究、受託研究、インターンシップ、外部講師受け入れ等を実施する。

1-7. 必要と認められた機材の更新及び JICA 支援による供与機材が有効に活用・維持されるために E-JUST の機材管理システムを改善する。

【成果２にかかる活動】

2-1. JICA プロジェクト研究グラントにかかる体制・ガイドラインを整備する。

2-2. JICA プロジェクト研究グラントの実施及び研究担当副学長管轄のモニタリング担当ユニットを設置する。

2-3. JICA プロジェクト研究グラントを活用した共同研究活動を実施する。

2-4. JICA プロジェクト研究グラント活動の実施状況につきモニタリングする。

2-5. JICA プロジェクト研究グラントの活動結果をレビューする。

【成果３にかかる活動】

3-1. E-JUST の国際化戦略/ビジョン（E-JUST 戦略計画 2026-2030）を策定する。

3-2. E-JUST の国際化戦略/ビジョンに基づく、国際課の役割及び活動を策定する。

3-3. 留学生の受入れを支援する。

3-4. E-JUST の国際化を所掌する人員向けの研修を実施する。

3-5. 年間計画を策定し、日・アフリカの大学との学術ネットワーク形成促進に資するワークショップ/セミナーを開催/出席する。

3-6. 同窓生によるネットワーキング活動を計画・実施する。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件：E-JUST の国際化推進にあたり、国際課の人員（計 5 名）が配置される。

（２） 外部条件：エジプト国内において、社会経済面が急激に変化しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト（2015 年）の事後評価において、域内の研究者のネットワーク形成や共同研究の推進にあたって、域内学会の設立と学会誌の創刊は大きく貢献したと指摘されている。本事業においても、アフリカ域内研究者を集めた学術会合の開催や学術誌を通じた発表の機会促進を図る。

７．評価結果

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、E-JUST を拠点としたアフリカ域内大学及び本邦大学との共同研究・教育の促進を通じた組織間及び研究者間のネットワーク強化を図ることを通じて、アフリカ域内を中心とした社会課題解決に資するものであり、SDGs ゴール 4「教育」、8「経済成長」、9「産業と技術革新」、ゴール 17「パートナーシップ」に資するものと考えられる。

また、本事業はアフリカ域内大学及び研究者との連携強化を視野に入れているところ、アフリカ連合（AU）が掲げる開発計画「Agenda 2063」に基づく「第 2 次 10 ヵ年計画（2024-2033）」の中の高度人材育成に資するものであることからも事業実施の必要性は高い。

８．今後の評価計画

（１） 今後の評価に用いる主な指標

４．のとおり。

（２） 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内　　ベースライン調査

事業終了 3 年後　　事後評価

以　上